

定着講習支援給付金については、平成15年度実績は平成14年度の実績の半分程度となっているが、これは景気の回復を反映し、再就職援助計画対象労働者が減少したことなどによるものであり、再就職援助計画対象労働者の早期再就職後の定着の促進に一定の役割を果たしていると考えられる。また、中小企業により実態にあった取組に対して支援するべく、平成16年4月1日から定着講習の期間の下限を2週間から1週間としたところであり、今後の実績を注視していく。

労働移動支援体制整備奨励金については、実績もなく、また、事業主団体等に再就職援助に関する体制整備を求めることが現実にはそぐわない面も否定できず、政策手段として有効に機能していないと考えられるため、平成15年度末に廃止した。

実績目標3について

平成14年1月からインターネットによる公共職業安定機関の求人情報提供の対象地域を拡大して、全国の公共職業安定所の取り扱い求人がハローワークインターネットサービスにおいて閲覧できるようになり、さらに平成15年1月から求人事業主の意向を踏まえ求人企業名等の提供を行うなど、情報提供機能が格段に充実された。

また、情報提供機能の充実に伴ってアクセス件数も増加しており、広く活用されているため、求人情報等の提供を図る上で、有効に機能していると評価できる。

実績目標4について

しごと情報ネットの運用開始により、求職者は、官民の参加機関の有する豊富な求人情報（全国で約63万件（平成16年3月31日現在））等の中から、自身の希望等に合致する求人情報等の検索が可能となった。携帯電話からのアクセスを可能としたこと（平成14年3月）、求人情報等のメール配信サービスを開始したこと（平成15年4月）、労働者派遣事業に係る派遣先の情報提供サービスを開始したこと（平成15年7月）等のしごと情報ネットの充実により、1日当たりのアクセス件数は以下のとおり大幅に増加していることから、この手法は、豊富な求人情報等へ多数の求職者が容易にアクセスすることを可能とし、求人情報等へのアクセスの円滑化を図るために有効に機能していると考えられる。

また、平成16年度より実施する、しごと情報ネットを活用した障害者の求職者情報提供は、求人企業から障害者の求職情報へのアクセスの円滑化を図るため有効な手法と考える。

- ・ 平成13年8月のアクセス件数（PC版のみ）…約12万件/日
- ・ 平成14年3月のアクセス件数（PC版のみ）…約30万件/日
- ・ 平成14年3月のアクセス件数（PC版・携帯版）…約66万3千件/日
- ・ 平成15年3月のアクセス件数（PC版・携帯版）…約87万件/日
- ・ 平成16年3月のアクセス件数（PC版・携帯版）…約105万件/日

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

再就職援助計画の義務付け等の措置及び公共職業安定所長の計画認定による助成金の支給により、事業主による離職者の再就職支援が促進されるとともに、再就職支援を行う事業主に対する公共職業安定所の協力も効率的に行えるようになっている。

実績目標2について

再就職援助計画の提出窓口において、労働移動支援助成金の支給申請も受け付けていることから、効率的な事業運営がなされているといえる。さらに、平成16年3月から、職業紹介事業者が提出する再就職支援助成金に係る同意書について、提出単位を事業所単位から事業主単位に変更したことにより、職業紹介事業者の利便性が増し、一層効率的な事業運営がなされているといえる。

実績目標3について

ハローワークインターネットサービスを利用することは、情報システムの集中的な運用によって情報提供に係るコストの効率化を図るとともに、公共職業安定機関を直接利用する者以外に対しても、全国の公共職業安定機関の有する豊富な求人情報等を広く効率的に提供するものと評価できる。

実績目標4について

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者に、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等の中から自身の希望等に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものである。

また、平成16年度から実施する、しごと情報ネットを活用した障害者の求職者情報提供について、知名度もあり一定のアクセス実績もあるしごと情報ネットに掲載することは、効率的な手法と考える。

総合的な評価

平成15年度に実施された各施策については、概ね円滑な労働移動の促進に一定の役割を果たしており、施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

労働移動支援体制整備奨励金については、実績もなく、有効に機能していないと考えられるが、他の給付金については、計画的な労働移動促進の達成に向けて進展があった。また、更なる施策目標の達成のため、平成16年4月から、早期再就職援助に取り組む企業への支援の拡充や、中小企業を対象としたより実態に合った支援の拡充等を行うとともに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく在職者求職活動支援助成金と統合し、円滑な労働移動支援の促進を図っているところである。

また、しごと情報ネットについては、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等に多数の求職者が容易にアクセスすることを可能としているが、求人情報等のメール配信サービスの開始等のしごと情報ネットの充実により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られたところであり、円滑な労働移動を促進し、雇用の安定を図るといふ施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

評価結果分類	分析分類
③	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「経済・産業構造の転換の中で、(略)失業を経ることなく労働移動が行われることを通じて、労働市場全体で雇用の安定を図ることが一層重要となる。このため、雇用安定事業の給付金については、(略)良好な雇用機会の創出や失業なき労働移

動に対する支援により重点をおいて体系化していくことが必要である」(平成12年9月1日「中央職業安定審議会専門調査委員雇用安定等事業部会報告書」)。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- i 再就職援助計画の対象者について、「民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成など再就職援助計画制度の一層の活用」を図る。(「総合雇用対策」平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定)
- ii 新たに民間の就職支援会社(アウトプレースメント会社)を活用して従業員に再就職支援を行う事業主に対して助成を行う。(「改革先行プログラム」平成13年10月26日経済対策閣僚会議決定)
- iii 『官民連携した雇用情報システム運営協議会』における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。(規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日)閣議決定)
- iv 厚生労働省は、平成14年度から、「働らコール」事業(全国の就職支援機関についての情報を提供する電話サービス)への支援、「ハローワーク・インターネットサービス」への求人企業名の掲載等を通じて就労等に関する多面的情報提供を充実する。(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」平成14年6月25日閣議決定)
- v 「ハローワークの求人について、インターネットによる求人企業名の公開を行う。」また、「労働移動支援助成金等の支給要件の緩和、雇用調整助成金の適用特例措置を実施する。」(「改革加速のための総合対応策」平成14年10月30日経済財政諮問会議答申)
- vi 「ハローワークインターネットサービスの求人企業名の公開」(「改革加速プログラム」(平成14年12月12日)経済対策閣僚会議決定)
- vii 「労働移動支援助成金の見直し」により、「早期再就職・労働移動支援策の充実を図る」(「雇用保険制度の見直しについて」平成14年12月18日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書)
- viii 「官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の充実」(「e-Japan 重点計画2004」平成16年6月15日IT戦略本部)
- ix 「雇用維持支援・雇入れ支援から、労働移動支援・ミスマッチの解消」へ「重点化する」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」平成15年6月27日閣議決定)
- x 雇用安定事業関連の助成金については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入れ助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職へという観点に重点を置いた見直しを行うべきである。「規制改革の推進に関する第3次答申」平成15年12月22日総合規制改革会議)
- xi 「雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解決等」へ「重点化する」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」平成16年6月4日閣議決定)

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議」（平成13年3月30日衆議院厚生労働委員会、平成13年4月12日参議院厚生労働委員会）において「事業主による再就職の援助を促進するための措置については、安易な解雇を促進することのないよう十分に周知するなど適切な運用が図られるようにすること」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

⑤会計検査院による指摘

なし